

5. 年金・手当等について

心身に障がいをお持ちの方やその家族に対し、次のような制度があります。

	年金・手当等	お問い合わせ先
1-1	障害年金(障害基礎年金)	年金事務所 または 竹富町役場 町民係
1-2	障害年金(障害厚生年金)	年金事務所
2	特別障害者手当(20歳以上)	竹富町役場 こども未来課 子育て・障害福祉係
3	障害児福祉手当(20歳未満)	竹富町役場 こども未来課 子育て・障害福祉係
4	特別児童扶養手当	竹富町役場 こども未来課 子育て・障害福祉係
5	心身障害者扶養共済制度	竹富町役場 こども未来課 子育て・障害福祉係
6	生活福祉資金貸付制度	竹富町社会福祉協議会

1. 障害年金 (障害基礎年金・障害厚生年金)

障害年金とは、病気や怪我等によって仕事や生活に制限が発生するようになった際に支給される年金です。年金の制度と各種障害者手帳の制度は別であるため、手帳の交付を受けたことで障害年金の受給が可能になるわけではありません。また、他の年金との調整等が発生する場合があります。

	受給要件	お問い合わせ先
障害基礎年金	- 初診日に、年金の被保険者であること - 一定の障害の状態であること	竹富町役場 町民係 年金事務所
障害厚生年金	一定の保険料を納付していること	年金事務所

2. 特別障害者手当 (20歳以上)

心身に重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方や、その保護者等に対して、手当が支給されます。

支給要件	在宅の20歳以上の方 重度の障害により日常生活において、常時介護が必要な方
支給月額	30,450円(年により変動あり) ※申請のあった翌月分から支給
支給時期・方法	本人名義の預金口座に3か月に1度振込み 支給月：5月、8月、11月、2月
所得制限	受給者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上あるとき
支給されない場合	・施設等に入所したとき ・病院等に3か月以上入院したとき

3. 障害児福祉手当 (20歳未満)

重度の障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減一助として手当を支給しています。

支給要件	在宅の20歳未満の方 重度の障害により日常生活において、常時介護が必要な方
支給月額	16,560円(年により変動あり) ※申請のあった翌月分から支給
支給時期・方法	本人名義の預金口座に3ヶ月に1度振込み 支給月：5月、8月、11月、2月
所得制限	受給者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき
支給されない場合	・施設等に入所したとき ・病院等に3か月以上入院したとき

4. 特別児童扶養手当 (20歳未満)

心身に重度または、中程度の障がいがある20歳未満の児童を介護している方に対して
手当が支給されます。

支給要件	身体や精神に重度または中度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方	
支給月額	1級該当の児童1人につき	月額：58,450円
	2級該当の児童1人につき	月額：38,930円
支給時期・方法	申請のあった翌月分から支給 4/11、8/11、11/11の年3回、支払月の前月までの分を支給。	
所得制限	受給者、その配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。	

※支給月額は、年度により変動することがあります。



お問い合わせ先：竹富町役場こども未来課 子育て・障害福祉係
(TEL：87-0089)



5. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることに
より保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の
年金(月額2万円または4万円)を支給する制度です。

たい 対 しょう 象	① 知的障害の方 ② 身体障害者手帳(1級、2級、3級)の方 ③ 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、 進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等)でその障害の程度が ①または②の者と同程度と認められる方
か 加 にゅう 入 し 資 かく 格	障がい者の保護者であり、次にあてはまる方 ・ 住所が沖縄県にあること ・ 65歳未満であること ・ 特別な病気、または障害をもっていないこと

6. 生活福祉資金貸付制度

病気等のために入院費用が払えない、家族を介護するために家を改築する、また学校に
進学するための費用や自動車を買う費用等、まとまったお金が必要な方に対して、低額で
貸付をしています。

お問い合わせ先：竹富町社会福祉協議会

(TEL：84－3302)

